

告 示

熊本県告示第278号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成15年3月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所リハビリテーション】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
厚生デイケアセンター 本渡市諏訪町1番21号	医療法人社団平成会	平成15年3月4日

熊本県告示第279号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、本渡市、牛深市及び天草郡における特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。

平成15年3月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 集合検査

検査区域	検査日	検査受付時間	検査場所	対象となる特定計量器
大矢野町	平成15年5月6日	午前10時から午前11時30分まで	J Aあまくさ維和支所	非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり
大矢野町	平成15年5月6日	午後1時から午後3時まで	大矢野町登立公民館	
大矢野町	平成15年5月7日	午前10時30分から午前11時30分まで	大矢野町湯島支所	
大矢野町	平成15年5月7日	午後1時30分から午後3時まで	大矢野町中公民館	
大矢野町	平成15年5月8日	午前10時から午後3時まで	大矢野町上公民館	
松島町	平成15年5月12日	午前10時から午前11時30分まで	松島町教良木出張所	
松島町	平成15年5月12日	午後1時から午後3時まで	松島町阿村出張所	
松島町	平成15年5月13日	午前10時から午後3時まで	松島町民センター	
御所浦町	平成15年5月15日	午前9時から午後4時まで	開発総合センター	
御所浦町	平成15年5月16日	午前9時から正午まで	横浦島コミュニティセンター	
姫戸町	平成15年5月19日	午前10時30分から午後4時まで	姫戸町役場	
有明町	平成15年5月20日	午前9時から午前11時30分まで	有明町島子公民館	
有明町	平成15年5月20日	午後1時から午後4時まで	有明町上津浦公民館	
有明町	平成15年5月21日	午前9時から午前11時30分まで	有明町保健センター	
有明町	平成15年5月21日	午後1時から午後3時まで	天草総合選果場	